

## 売買契約書 契約条項新旧対照表

改正前	改正後
<p>(誠実義務)  <b>第10条</b>  <u>甲は、車両につき、その使用状況、品質、瑕疵の有無及び程度等を誠実に申告しなければならない。</u>  <u>&lt;新設&gt;</u>  <u>&lt;新設&gt;</u>  <u>&lt;新設&gt;</u></p> <p>2 甲は売買契約書に所定事項を正確、誠実に記載、申告し、虚偽の記載および誤記入、記入漏れ等の無いように留意する。万が一、虚偽の記載、誤記入、記入漏れ等によって発生する問題のすべての責任はすべて甲が負うものとする。</p> <p>3 特に、修復歴の有無の記載欄は、そのいづれかであるかを正確に○印を付することを要するものとする。なお、修復歴の定義については、財団法人自動車公正取引協議会の規約に準じる。</p> <p>4 甲は、売買契約書に誤記入等を発見した場合は直ちにその旨を乙に報告し訂正しなければならない。</p>	<p>(誠実義務)  <b>第10条</b>  <u>甲は、車両につき、以下の各事項を誠実に申告しなければならない。</u></p> <p>(1)自己が車両の真正な所有者又は使用者であり、他に真正な所有者又は使用者が存在しないこと。  (2)車両の事故歴、修復歴、改造、冠水歴、距離計交換、距離数巻き戻し、外装の塗り替え、エンジンチェックランプ等の警告灯の点灯の有無及び走行距離。  (3)甲が未成年者の場合、親権者の同意があること。</p> <p>2 甲は売買契約書に所定事項を正確、誠実に記載、申告し、虚偽の記載および誤記入、記入漏れ等の無いように留意する。万が一、虚偽の記載、誤記入、記入漏れ等によって発生する問題のすべての責任はすべて甲が負うものとする。</p> <p>3 特に、修復歴の有無の記載欄は、そのいづれかであるかを正確に○印を付することを要するものとする。なお、修復歴の定義については、財団法人自動車公正取引協議会の規約に準じる。</p> <p>4 甲は、売買契約書に誤記入等を発見した場合は直ちにその旨を乙に報告し訂正しなければならない。</p>
<p>(契約の解除及び違約金)  <b>第13条</b>  <u>甲が乙に対して、第2条記載の車両の引渡しをしない場合、第3条記載の名義変更に必要な書類の引渡しを完了しない場合、又は第3条3項記載の不足金額を甲が支払わない場合には、乙は、甲に対して事前に通知・催告等することなく直ちに本契約を解除することができる。</u>  <u>2 甲が前条第1項の抵当権等の担保権または差押え等を解除できなかった場合には、乙は甲に対して事前に通知・催告等することなく直ちに本契約を解除できるものとする。</u>  <u>3 乙が本契約履行後、契約車両につき甲の認知に係わらず、記載事項又は申告事項と契約車両の間に相違が生じた場合は、乙は本契約を解除できるものとする。</u>  <u>4 本契約の締結日から車両引渡日の間に破損等変化が生じた場合は、乙は契約を解</u></p>	<p>(契約の解除)  <b>第13条</b>  <u>次のいずれかの場合には、乙は、甲に対し事前に通知・催告することなく直ちに本契約を解除することができる。</u></p> <p>(1)第10条1項(1)に反する事実が判明したとき。  (2)引渡された車両が事故歴、修復歴、改造、接合、冠水歴、距離計交換、距離数巻き戻し、外装の塗り替え、エンジンチェックランプ等の警告灯の点灯の有無及び走行距離に関する契約の内容に適合しないものであり、当該契約不適合が中古自動車取引業界における一般的かつ標準的な車両検査において判明しないものであり、かつ、売買契約の目的を達成できないほど契約不適合が重大であるとき。</p> <p>2 前項の場合のほか、甲及び乙は、相手方が本契約上の債務を履行しない場合、相手</p>

<p>除することができるものとする。</p> <p><u>5 前各項または次条により本契約が解除された場合、もしくは甲の事情により本契約を解除する場合、甲は乙が本契約の履行に要した費用相当額を乙に支払うもののほか、さらに違約金として金 100 万円を支払うものとする。</u></p> <p>→2024 年 10 月 1 日以降は以下のとおり。</p> <p>前各項または次条により本契約が解除された場合、もしくは甲の事情により本契約を解除する場合は、違約金(損害賠償額の予定)として車両の売買価格が 100 万円以上の場合は、車両売買契約金額の 10% を、車両の売買価格が 100 万円未満の場合は、一律 10 万円を支払うものとする。</p> <p><u>6 前項の違約金の定めは、実際に生じた損害が違約金を上回る場合における損害賠償請求を妨げない。</u></p>	<p>方に対し相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときには本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第 15 条</u></p> <p>(1) 引渡された車両が事故歴、修復歴、改造、接合、冠水歴、距離計交換、距離数巻き戻し、外装の塗り替え、エンジンチェックランプ等の警告灯の点灯の有無及び走行距離に関して契約の内容に適合しないものであり、これにより乙に損害が生じた場合には、乙は、甲に対し、契約不適合と相当因果関係のある損害について賠償請求ができるものとする。</p> <p>(2) 甲が本契約の義務に違反し、これにより乙に損害が生じた場合には、乙は、甲に対し、甲の義務違反と相当因果関係のある損害について賠償請求ができるものとする。ただし、甲の義務違反が甲の責めに帰すことができない事由によるものであるときは、この限りでない。</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(甲の都合による解約)</p> <p><u>第 14 条</u></p> <p>本契約締結後、甲は、自己の都合による本契約の解約はできない。但し、第 2 条に定める車両引渡し前に限り、甲が解約により乙に生じる相当因果関係のある損害を賠償することを条件に、乙は甲からの解約に応じるものとする。</p>
<p>(強制解約)</p> <p><u>第 14 条</u></p> <p>乙は、甲が各号の一つに該当する場合には、事前に通知・催告等することなく、直ちに本契約を解除することができる。</p> <p>(1) 本契約の一つでも違反したとき。        (2) 手形の不渡りを出したとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。        (3) 第三者から仮差押、仮処分、強制執行を受けたとき。        (4) 競売の申立を受けたとき、又は整理、会社更生、民事再生手続もしくは破産手続が開始したとき。</p>	<p>(強制解約)</p> <p><u>第 16 条</u></p> <p>乙は、甲が各号の一つに該当する場合には、事前に通知・催告等することなく、直ちに本契約を解除することができる。ただし、甲が個人(事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。)である場合にはこの限りでない。</p> <p>(1) 本契約の一つでも違反したとき。        (2) 手形の不渡りを出したとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。        (3) 第三者から仮差押、仮処分、強制執行を受けたとき。        (4) 競売の申立を受けたとき、又は整理、会社更生、民事再生手続もしくは破産手続が開始したとき。</p>

(5)信用状況の悪化等、契約の解除につき 相当の事由が認められるとき。 (6)営業の廃止・変更又は合併・解散の決議 をしたとき。 (7)その他乙への著しい背任行為や社会的 信用行為を損なう行為と認められたとき。	(5)信用状況の悪化等、契約の解除につき 相当の事由が認められるとき。 (6)営業の廃止・変更又は合併・解散の決議 をしたとき。 (7)その他乙への著しい背任行為や社会的 信用行為を損なう行為と認められたとき。
--	--